

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 30 年 7 月 26 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号： 関東信越（受）第 1800001 号  
厚生局事案番号： 関東信越（厚）第 1800056 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 4 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名： 男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和 11 年生  
住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間： ①平成 3 年 2 月 10 日から平成 4 年 1 月 6 日まで  
②平成 4 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

当時勤務していた B 製造販売会社の A 社で営業を担当していた。同社の入社面接で各種社会保険に加入させると説明を受け、入社後、自分も社会保険に加入していると会社から説明を受けたし、厚生年金保険料も給与から控除されていた。

ところが、A 社で勤務していた 12 か月間のうち、1 か月分しか厚生年金保険の被保険者期間が記録されていない。給与の振込先金融機関の通帳を提出するので、請求期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

1 請求期間②について、雇用保険の加入記録により請求者が請求期間に A 社に勤務していたことが確認できる。

また、請求者の A 社における雇用保険の資格取得年月日と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚 7 名について、当該同僚の同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日と雇用保険の離職年月日を比較したところ、当該同僚全員について、厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日は、雇用保険の離職年月日の翌日とされており、これについて元事業主は、上記複数の同僚に係る雇用保険の離職年月日との関係から考えると、請求者の厚生年金保険の資格喪失年月日の届出を間違えたと思う旨陳述していることから、請求者の同社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失年月日に係る記録を平成 4 年 2 月 1 日に訂正することが必要である。

2 請求期間①について、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の回答により、請求者は請求期間の一部について A 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、元事業主は、請求期間当時の資料を何も保管していないため、請求内容どおりの届出、厚生年金保険料の納付及び給与からの控除について不明である旨回答している一方、入社後正社員になる前は見習い期間であり、その間は社会保険に加入させず、厚生年金保険料も給与から控除していなかった旨陳述している。

また、請求期間当時、A社に勤務していた複数の同僚が、正社員は入社と同時に社会保険に加入できたと思うと回答している一方、ほかの複数の同僚は、従業員によっては試用期間経過後に社会保険に加入できたと思うとしており、そのうちの1名は、入社後3か月は見習いであり、正社員ではないので社会保険に加入できず、厚生年金保険料を給与から控除されていなかったと思う旨回答しているほか、別の同僚は、従業員の社会保険の加入時期について、事業主が勤務態度等を判断して決めていたと思う旨回答している。

以上のことから、A社では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった様子が見える。

なお、請求者から提出された給与の振込先金融機関の総合口座通帳に記載のある各月の給与振込額により、請求期間に給与が振り込まれたことは確認できるものの、当該振込額からは、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを推定することができない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。